

さいたま市国際化推進SNS運用方針

1. 目的

さいたま市の魅力をPRし、今外国人が必要とする本市の情報をタイムリーに発信できるよう、SNSを活用し、多言語による情報発信を行います。

2. 発信主体及び管理者

各アカウントの発信主体は、経済局商工観光部観光国際課とし、管理者は、観光国際課長とします。

3. アカウント名及び発信言語

Twitter	アカウント名「Life in Saitama City」	: 英語
Instagram	アカウント名「whats_nu_saitama」	: 英語
Facebook	ユーザネーム「Visit Saitama City」	: 中国語（繁体字）

4. 発信内容

国際交流員が日常で発見したさいたま市の事柄や市内の観光情報等を通じていま外国人が必要とする本市の情報を発信します。

5. 運用方法

- (1) 原則フォロー、リツイート等を行いません。ただし、国や他自治体、公共交通機関など公共性が高い組織等で、特に観光国際課長が必要と認めるものはこの限りではありません。
- (2) 各アカウントの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。
- (3) 各アカウントへの投稿やメッセージに対して回答する場合がありますが、すべての投稿やメッセージ、意見等に対して個別に回答をするものではありません。また、記事と関係のない書き込みなど、管理人において不適切と判断した書き込みは削除させていただくこともあります。予めご了承下さい。

6. 禁止事項

各アカウントの運用にあたり、次の事項に該当すると管理者が判断した投稿がなされたときは、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) さいたま市を含む他者になりすますもの
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 各SNSの利用規約に反するもの
- (14) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、管理者が不適当と判断したもの

7. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 「いいね！」ボタンやコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、ユーザーが各SNS利用規約に基づいて公開を承認したものとみなします。
- (2) さいたま市が、各アカウントへ投稿された記事に対し、「いいね！」ボタンのクリックやコメントをした利用者について、アクティビティを監視または収集するものではありません。

8. 知的財産権

各アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、さいたま市または原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9. 免責事項

- (1) さいたま市は、各アカウントに掲載する情報の正確性には万全を期してはいますが、各アカウントの情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、さいたま市はいかなる責任も負いません。

- (2) さいたま市は、各アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) さいたま市は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (4) さいたま市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) さいたま市は、上記免責事項の他、各アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) さいたま市は、当運用方針を、予告なく変更する場合があります。
- (7) さいたま市は、予告なく当アカウントを停止・終了する場合があります。

10. 適用

この運用方針は、令和4年3月28日から適用します。